

第二期北海道子どもの貧困対策推進計画  
（令和2年度～令和5年度）の評価  
（案）

令和6年（2024年）8月  
北海道

# はじめに

## 1 趣旨

道では、令和2年（2020年）3月に「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））」を策定し、教育、福祉、労働等の各部局が密接な連携を図った上で、他の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進し、全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向けて子どもの貧困対策の推進に努めてきました。

本計画の推進状況は、毎年度公表していますが、令和6年度（2024年度）は第二期計画の最終年度であることから、計画期間全体の推進状況として取りまとめ、公表するものです。

## 2 計画の構成

本計画では、第一に相談支援体制の充実を図るとともに、教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的な支援の4つの柱に沿って、各般の取組を進め、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ることとしています。

道としては、本道の子どもの貧困の状況が、全国の中でも大変厳しい地域の一つであることを十分に踏まえ、計画期間内においては、特に、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする施策に重点的に取り組んでいます。

これらを踏まえ、相談支援と4つの重点施策に沿って主な取組状況等を整理するとともに、「各施策の推進状況」について、個別の取組ごとに記載しています。

## 3 子どもの貧困の現状

### (1) 子どもの貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率は、令和3年（2021年）は15.4%、18歳未満の子どもの貧困率は11.5%で、子どもの8人に1人が貧困の状態にあり、依然として厳しい状況となっています。

#### 【貧困率の推移】

(単位%)

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R3
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	8.6

(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護

本道における生活保護の状況は、令和6年(2024年)4月時点で121,520世帯、149,371人、保護率は2.99%となっており、計画策定時に比べ、世帯数は1,497世帯減少(0.1%減)、受給者数は7,685人減少(5.1%減)しています。保護率も0.06ポイント低下していますが、全国との状況と比較すると、本道の保護率は全国(1.62%)を1.31ポイント上回っています。

【生活保護の状況】

	R2(2020).4 (計画策定時)		R6(2024).4	
	全道	全国	全道	全国
被保護世帯数(世帯)	123,017	1,634,584	121,520	1,647,853
被保護者数(人)	157,056	2,059,536	149,371	2,011,281
保護率(%)	2.99	1.64	2.93	1.62

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」

## I 施策の体系とライフステージに応じた施策

## <施策の体系>

相談支援		①相談窓口の周知
		②保護者への相談支援
		③ひとり親家庭への相談支援
		④児童養護施設等における相談支援
		⑤学校における相談支援
		⑥子どもの居場所を通じた相談支援
		⑦市町村の相談支援体制の整備に対する支援
		⑧相談職員の資質の向上
教育支援	学校における教育支援	①確かな学力の育成をめざす学校教育の推進
		②学校と福祉関連機関等との連携
		③地域の教育力の向上
	幼児教育・保育における教育支援	①質の高い幼児教育・保育の確保
		②学習支援の充実
	就学支援の充実	①就学援助制度の活用促進
		②高校生等の経済的負担の軽減
		③奨学金制度の活用・充実
		④高等学校等における修学継続等のための支援
		⑤特別支援教育の充実
		⑥外国人の子ども等への支援
		⑦外国人の子ども等への支援
	大学進学等の教育機会の提供	①大学生等の経済的負担の軽減
②奨学金制度の活用・充実		
③進学費用等の支援		
④道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援		
その他の教育支援	①多様な体験活動の機会の提供	
	②子どもの居場所等を活用した地域における学習支援	
	③多様な学習機会の提供	
	④将来を考える機会の提供	
生活支援	保護者の生活支援	①保護者の自立支援
		②保育等の確保
		③子育て家庭の健康安全確保
		④母子生活支援施設等の活用
		⑤住宅支援の充実
	子どもの生活支援	①児童養護施設等に入所する子どもへの支援
		②家庭の養護の推進
		③子どもの健やかな発育等に関する支援
		④子どもの食事・栄養状態の確保
		⑤子どもの居場所を活用した地域とのつながり支援
	子どもの就労支援	①就労促進に向けた支援
	その他の生活支援	①相談職員の資質向上
		②母子・父子福祉団体への支援
③子どもの意見の適切な社会反映		
保護者に対する就労支援		①就労促進に向けた支援
		②学び直しへの支援
		③就労機会の確保
経済的支援		①医療費負担の軽減
		②妊娠や出産費用の負担軽減
		③児童扶養手当の支給
		④生活の安定に向けた経済的支援
		⑤養育費の確保に関する支援

## <ライフ・ステージに応じた施策>

成長に応じて切れ目のない施策の実施						
	出生	就学前	就 学 期			就 職
			小学生・中学生	高校生等	大学生等	
相談支援	■相談窓口の周知					
	■保護者への相談支援					
	■ひとり親家庭への相談支援					
	■児童養護施設等における相談支援					
				■学校における相談支援		
	■子どもの居場所を通じた相談支援					
	■市町村の相談支援体制の整備に対する支援					
	■相談職員の資質の向上					
教育支援				■確かな学力の育成をめざす学校教育の推進		
				■学校と福祉関連機関等との連携		
				■地域の教育力の向上		
	■質の高い保育・保幼の取組					
				■学習態度の活用促進		
				■学習支援の充実		
				■就労等の経済負担の軽減		
				■学習態度の活用・充実		
				■学習機会における継続的な支援		
				■特別支援教育の充実		
				■外国人の子ども等への支援		
				■大学生等の経済的負担の軽減		
				■学習態度の活用・充実		
				■進学費用等の支援		
				■道立高等技術専門学院訓練士等に対する支援		
				■多様な体験活動の機会の提供		
				■子どもの居場所等を活用した地域における学習支援		
			■多様な学習機会の提供			
			■将来を考える機会の提供			
生活支援	親	■保護者の自立支援				
		■保育等の確保				
		■子育て家庭の健康安全確保				
		■母子生活支援施設等の活用				
	子ども	■住宅支援の充実				
		■児童養護施設等に入所する子どもへの支援				
		■家庭的養護の推進				
		■子どもの健やかな発育等に関する支援				
		■子どもの食事・栄養状態の確保				
		■子どもの居場所を活用した地域とのつながり支援				
	その他	■相談職員の資質向上				
		■母子・父子福祉団体への支援				
		■子どもの意見の適切な社会反映				
保護者に対する就労支援	■就労促進に向けた支援					
	■学び直しへの支援					
	■就労機会の確保					
経済的支援	■医療費負担の軽減					
	■収入・資産等の確保					
	■児童扶養手当の支給					
	■生活の安定に向けた経済的支援					
	■養育費の確保に関する支援					

## Ⅱ 子どもの貧困に関する指標

## <子どもの貧困に関する指標>

	指 標	基準値	R5 推進状況		目標値 ※2	進捗率
		数 値	年度	数 値		
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.6%	R4	94.8%	99.3%	95.5%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.7%	R4	3.8%	1.7%	44.7%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.7%	R4	41.4%	50.0%	82.8%
4	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	96.6%	R5	98.2%	99.3%	98.9%
5	児童養護施設の子どもの大学等進学率	27.9%	R5	39.2%	50.0%	78.4%
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	86.0%	R4	88.2%	現状値維持	-
7	新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施市町村	134 市町村	R5	177 市町村	全市町村	98.9%
8	ひとり親家庭において、経済的理由で、電気・ガス・水道のいずれかの料金を支払いができなかった経験が「あった」と答えた割合	20.8%	R4	16.6%	減少させる	-
9	ひとり親家庭において、経済的理由で、家族が必要とする食料を買えなかった経験が「あった」と答えた割合	43.6%	R4	36.8%	減少させる	-
10	ひとり親家庭において、子どものことで困ったことや悩みがあるときに相談する相手がいないと答えた割合	8.8%	R4	10.0%	減少させる	-
11	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	77.6%	R2	81.5%	80.0%	101.9%
12	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	89.8%	R2	88.4%	88.1%	100.3%
13	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	41.4%	R2	49.0%	44.4%	110.4%
14	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	70.2%	R2	72.0%	増加させる	-
15	「子どもの居場所」がある市町村数	78 市町村	R5	102 市町村	全市町村	57.0%
16	母子・父子自立支援員を知らなかった人の割合	46.7%	R4	34.0%	減少させる	-
17	ひとり親家庭のうち子どもに期待する学歴を高校までと答えた割合	26.9%	R4	26.5%	減少させる	-
18	子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村	4 市町村	R5	66 市町村	全市町村	36.9%
19	スクールカウンセラー配置校数（小学校）	400 校	R5	729 校	-	-
20	スクールカウンセラー配置校数（中学校）	410 校	R5	443 校	-	-
21	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（母子世帯）	58.4%	R4	60.5%	-	-
22	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（父子世帯）	30.1%	R4	36.0%	-	-
23	全世帯の子どもの高等学校中退者のうち、「経済的理由」で退学したものの割合（公立）	0.6%	R4	0.1%	-	-



### Ⅲ 各施策の評価

## 重点施策 1 相談支援

### 1 主な施策の取組状況

#### ○ 相談窓口の周知

##### 【主な取組】

- ・ホームページにより各種相談窓口を周知
- ・ひとり親家庭等に対する支援策などを掲載したリーフレットを作成、配布
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいてSNSを活用した各種制度の周知を実施

#### ○ 保護者への相談支援

##### 【主な取組】

- ・生活保護世帯や生活困窮世帯の自立に向けた相談支援を実施

#### ○ ひとり親家庭への相談支援

##### 【主な取組】

- ・各総合振興局・振興局に配置している母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が、ひとり親家庭の就労・生活や養育費などに関する相談支援を実施

#### ○ 児童養護施設等における相談支援

##### 【主な取組】

- ・児童養護施設を退所した後も、職場への定着や就学の継続を支援するため、各施設に生活相談支援職員を配置し、相談対応を実施
- ・自立援助ホームにおいて共同生活を行う子どもに対する相談や日常生活上の援助、生活指導、就業に対する支援を実施

#### ○ 市町村の相談支援体制の充実

##### 【主な取組】

- ・市町村における子どもの貧困対策に関する相談体制を構築していく上で参考となるよう、先進事例の情報提供を行うほか、相談担当職員への研修を実施

#### 【主な取組実績】

##### ◆全道の自立相談支援機関による生活困窮者への相談支援

	R2	R3	R4	R5
新規相談受付件数	26,064	27,135	18,822	12,755

##### ◆母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への相談支援

	R2	R3	R4	R5
相談件数	3,367	3,242	2,360	2,755

##### ◆母子家庭等就業・自立支援センターによるひとり親家庭への相談支援

	R2	R3	R4	R5
相談件数	2,659	2,515	2,316	2,363

##### ◆母子・父子自立支援員研修の実施

	R2	R3	R4	R5
参加者数	58	76	54	71

## 2 取組の効果・課題

### 【取組の効果】

◇児童扶養手当等、他の制度活用機会を利用し、相談支援につながるよう、ひとり親世帯が利用できる支援の周知が図られました。

### 【取組の課題】

◇ひとり親家庭が抱える多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員をサポートする嘱託弁護士の活用など、相談窓口の機能の充実を図り、適切な支援に結びつけていく必要があります。

◇「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」による、LINE等を活用したSNS相談を引き続き実施するとともに、悩みや経験を共有できるようなオンラインサロンの利用を促進し、必要な支援に結びつけていく必要があります。

## 重点施策2 教育の支援

### 1 主な施策の取組状況

#### ○ 学校における教育支援

##### 【主な取組】

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを増員するとともに、市町村教育委員会における配置を促進し、学校と福祉関連機関等との連携強化を進めることにより、市町村が実施する家庭教育の促進に向けた取組に対する支援を充実

#### ○ 幼児教育・保育における教育支援

##### 【主な取組】

- ・幼児教育の質の向上を図るため、北海道幼児教育推進センターにおいて、幼児教育施設の職員や市町村職員に対する研修を実施するとともに、幼児教育相談員による助言体制の構築や、小学校教育との連携・接続の促進などの取組を実施

#### ○ 就学支援の充実

##### 【主な取組】

- ・市町村が実施している義務教育段階の就学援助制度について、きめ細かな広報等を実施
- ・就学支援金制度などにより、高等学校等における授業料に係る経済的負担を軽減

#### ○ 大学進学等の教育機会の提供

##### 【主な取組】

- ・各種奨学金制度や生活福祉資金制度による教育支援資金などの情報発信に努め、活用を促進

#### ○ その他の教育支援

##### 【主な取組】

- ・新規開設に向けた相談や優良事例を紹介する研修等を行うことにより、地域の学習支援の取組を行っている子どもの居場所の設置を促進
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援等を行う市町村に対し補助を実施

#### 【主な取組実績】

##### ◆スクールソーシャルワーカーの配置

	R2	R3	R4	R5
配置済人数	86	97	97	101

##### ◆スクールカウンセラーの配置（※市町村実施分含む）

通年型配置校数	R2	R3	R4	R5
小学校	755	746	744	729
中学校	452	447	450	443

##### ◆就学支援金等の利用者数

	R2	R3	R4	R5
利用者数	121,233	117,039	113,895	111,499

##### ◆子どもの居場所での学習支援実施状況

	R2	R3	R4	R5
実施市町村数	51	47	50	61

## 2 取組の効果・課題

### 【取組の効果】

◇スクールソーシャルワーカーの配置・派遣が増え、関係機関との連携により、支援を必要とする児童生徒の置かれた環境改善に向けた取組が進められています。

### 【取組の課題】

◇学校における子どもや保護者に対する相談機能を充実するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置をさらに推進するとともに、オンラインでのカウンセリングを活用した問題の早期解決が必要です。

◇幼児教育施設と小学校の連携・接続の促進に向け、モデル地域においてカリキュラム等の開発等を行い、「北海道版スタートプログラム」の策定に取り組む必要があります。

◇経済的理由で大学等への進学が困難な子どもの進学機会の確保を図るため、関係機関とも連携して給付型奨学金や教育支援資金の貸付などの一層の利用促進が必要です。

## 重点施策3 生活の支援

### 1 主な施策の取組状況

#### ○ 保護者の生活支援

##### 【主な取組】

- ・生活保護世帯に対し、食費等の日常生活に必要な費用を支給
- ・生活困窮世帯の保護者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報提供などを実施
- ・ひとり親家庭において、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、生活援助を行う者を派遣する市町村に補助
- ・保護者が安心して働けるよう、多様な保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブや放課後子供教室の設置を促進

#### ○ 子どもの生活支援

##### 【主な取組】

- ・児童養護施設等を退所した後の就職や住宅等賃貸の際の保証人を確保するため、施設長などが保証人になった場合の損害賠償保険料を負担し、自立に向けた生活環境を整備
- ・子どもの居場所づくりを推進し、安定的に運営できるよう、子どもの貧困対策ネットワーク事業により、新規開設に向けた相談や実践者に対する研修等を実施

#### ○ 子どもの就労支援

##### 【主な取組】

- ・児童養護施設等を退所した後の就職や進学に向けた支度費を支給し、自立に向けた生活環境を整備
- ・各児童養護施設に生活相談支援職員を配置し、退所後も継続的に相談支援を実施

#### 【主な取組実績】

##### ◆保育所、認定こども園及び地域型保育事業所を整備

	R2	R3	R4	R5
保育所	9	9	4	2
認定こども園（幼）	32	27	16	8
認定こども園（保）	22	4	2	
地域型保育事業所	2	3	3	3

※R5 から認定こども園の幼稚園機能部分と保育所機能部分の施設整備補助金が一元化。

##### ◆退所児童の自立を支援するため各種支援費を支給

	R2	R3	R4	R5
就職支度費	51	47	60	41
大学進学等自立支援支度費	9	20	16	5

##### ◆退所児童の損害賠償保険料の負担件数

	R2	R3	R4	R5
身元保証契約	2	2	2	1
連帯保証契約	7	11	9	8

##### ◆子どもの居場所の整備促進

	R2	R3	R4	R5
市町村数	82	84	86	102

##### ◆子どもの居場所の開設予定者に対する相談・研修の実施

	R2	R3	R4	R5
研修会実施ヶ所	—	6	6	6

## 2 取組の効果・課題

### 【取組の効果】

- ◇児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や就職・進学に向けた就職支度費、大学進学等自立生活支援費を給付することにより、子どもの円滑な自立につながっています。
- ◇食事提供や学習支援を行う子どもの居場所は、様々な事情を抱える子どもたちが信頼できる大人と出会い、安心して過ごせる場所となっており、徐々に設置市町村が増えています。

### 【取組の課題】

- ◇児童養護施設等退所児童及び関係機関に対して、進学等のための奨学金制度、貸付制度の周知や就職・進学に向けた支度費の支給、身元保証人の確保など、きめ細かな支援を行う必要があります。
- ◇市町村が実施する家庭や学校に居場所のない子どもの居場所の整備や子どもの居場所において子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、食事の提供等を行うとともに、子ども・家庭の状況のアセスメントや関係機関へのつなぎ等を行う事業を支援する必要があります。
- ◇子どもの居場所の新規開設に係る相談対応など、子どもの居場所づくりを推進するとともに、設置主体との意見交換を開催し、安定的な運営に向けた研修を実施するなど現場のニーズに即した取組を進めていく必要があります。

## 重点施策 4 保護者に対する就労支援

### 1 主な施策の取組状況

#### ○ 就労促進に向けた支援

##### 【主な取組】

- ・生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、住居確保給付金受給世帯及び生活困窮世帯の保護者に対し、ハローワークと連携して求人情報の提供や面接時の助言などを実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能取得、就業情報提供などの就労支援を実施
- ・ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業・育児に係る相談にワンストップで対応

#### ○ 学び直しへの支援

##### 【主な取組】

- ・ひとり親家庭の親に対して自立支援教育訓練給付金や高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を活用して受講費を支給し、職業能力開発のための講座や高校認定試験合格のための講座の受講を促進
- ・ひとり親家庭の親が看護師、保育士等の資格を取得するまでの期間に必要な生活費等を支給する高等職業訓練促進給付金を活用し、経済的自立に有効な修業を促進
- ・高等職業訓練促進給付金を活用して修学する場合に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業により入学準備金や就職準備金を貸付け、資格取得を促進

#### ○ 就労機会の確保

##### 【主な取組】

- ・母子・父子福祉団体の受注機会の拡大を通じてひとり親家庭の親の就業が図られるよう、清掃等についての優先的発注を推奨

##### 【主な取組実績】

##### ◆「マザーズ・キャリアカフェ」のカウンセリングやセミナーの実施

	R2	R3	R4	R5
カウンセリング人数	284	464	622	587
セミナー参加人数	59	140	75	63
就職者数	90	127	155	161

##### ◆母子・父子自立支援プログラムの策定（母子家庭等就業・自立支援センター）

	R2	R3	R4	R5
策定件数	58	49	45	54

##### ◆自立支援教育訓練給付金の支給

	R2	R3	R4	R5
支給件数	9	7	9	5

##### ◆高等職業訓練促進給付金の支給

	R2	R3	R4	R5
支給件数	21	20	31	29

##### ◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

	R2	R3	R4	R5
貸付人数	69	78	49	51



## 2 取組の効果・課題

### 【取組の効果】

◇ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭・父子家庭）、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯・父子世帯）が増えており、保護者にとって安心して子どもを育てられる適正な労働環境の確保につながっています。

### 【取組の課題】

◇関係機関と連携し、様々な支援を組み合わせて就労支援に取り組む必要があります。  
◇「高等職業訓練促進給付金」における、デジタル分野等の民間資格取得講座の受講を促進するとともに、「自立支援教育訓練給付金」の利用促進により、就労を通じた自立を支援する必要があります。

## 重点施策5 経済的支援

### 1 主な施策の取組状況

#### ○ 医療費負担の軽減

##### 【主な取組】

- ・乳幼児等の医療費の助成を行う市町村に対し補助
- ・ひとり親家庭等の子どもや父母の医療費の助成を行う市町村に対し補助

#### ○ 妊娠や出産費用の負担軽減

##### 【主な取組】

- ・経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、指定医療機関で出産を行う場合の費用を助成する市町村に対し補助

#### ○ 生活の安定に向けた経済的支援

##### 【主な取組】

- ・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、教育や生活、就業面での改善に向け母子・父子・寡婦を対象とした福祉資金の貸付を実施
- ・低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、生活資金、修学資金等の貸付を実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センターで就労支援のほか、地域生活や養育費に関する相談など、ひとり親家庭を総合的に支援

#### 【主な取組実績】

##### ◆乳幼児等医療給付事業

	R2	R3	R4	R5
総受診数	3,809,466	2,919,727	2,980,363	3,574,010

##### ◆ひとり親等医療給付事業

	R2	R3	R4	R5
総受診数	968,562	674,265	671,303	796,613

##### ◆助産施設における助産の実施

	R2	R3	R4	R5
助産の実施人数	135	143	110	112

##### ◆母子父子寡婦福祉資金の貸付

	R2	R3	R4	R5
新規貸付人数	604	442	474	504

##### ◆生活福祉資金等の貸付（※新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活費に困窮した方への緊急小口資金等の特例貸付分を除く）

	R2	R3	R4	R5
貸付件数	508	547	589	652

##### ◆弁護士相談（母子家庭等就業・自立支援センター）

	R2	R3	R4	R5
相談件数	160	141	148	148

## 2 取組の効果・課題

### 【取組の効果】

◇児童手当や児童扶養手当が令和6年10月から拡充され、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しています。

◇養育費をはじめとする経済的な相談に対応するため、弁護士による相談の機会を設けており、相談対応職員の資質向上につながっています。

### 【取組の課題】

◇関係団体と連携しながら、医療費の負担軽減や資金の貸付け、相談対応など、ニーズに応じた支援を実施する必要があります。